

- (カ) 解散、合併契約の承認
- (キ) 公益目的事業財産の設定
- (ク) 定款の規定により残余財産の帰属が定まらない場合の残余財産の帰属
- ② 定款に規定する事項
 - (ア) 事業計画及び収支予算の承認

2) 留意事項

① 評議員の評議員会への出席義務

- ・ 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席しその過半数をもって行なう。
- ・ 代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められないので、評議員は評議員会に実際に出席しなければならない。

※例外として、「全員が書面で賛成の意思表示をしたときは、評議員会決議とみなす」旨を定款に定めることができる。

② 兼職禁止

評議員は当法人の理事、監事又は使用人を兼ねることは出来ない。

(2) 理事と理事会

1) 代表理事

財団法人においては、理事会において「代表理事」を選任し、その代表理事が通常は法人の代表権を持つ。

2) 理事による業務執行

業務を執行するのは、理事長と常務理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって業務を執行する理事として選定された者）とされている。常務理事は任意機関なので、必要なときに選任する。

当然のことながら、法令又は定款で、理事会の決議事項とされている事項は、理事会全員の同意がない限り、代表理事が単独で決定をすることができない。

3) 理事会の権限

理事会はすべての理事で組織され、執行機関としての役割があり、次の職務を行う。

- ① 法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

理事会の一般法に規定する主な決議事項は、次のとおりである。

- (ア) 重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財
- (イ) 重要な使用人の選任及び解任
- (ウ) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (エ) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (オ) 各年度決算に係る計算書類・事業報告の承認
- (カ) 競業及び利益相反取引の承認

4) 留意事項

① 理事の理事会への出席義務

- ・ 理事会の決議は、理事の過半数が出席しその過半数をもって行なう。
- ・ 代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められないので、理事は理事会に実際に出席しなければならない。

※例外として、「全員が書面で賛成の意思表示をしたときは、理事会決議とみなす」旨を定款に定めることができる。

② 代表理事、業務執行理事の報告義務

- ・ 代表理事及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。この報告は、理事会に出席しての報告であるので、理事会は3ヶ月に1回以上開催しなければならないとしている。

ただし、定款で毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、その方法も認められる。

③ 公益認定基準

- ・ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。
- ・ 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。

(3) 監事

1) 役割（権限）

- ① 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- ③ 監事は、職務上必要であれば、一般財団法人の子法人に対して事業報告を求め、業務、財産の状況調査をすることができる

2) 留意事項

① 理事会への出席義務

監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

② 兼職禁止

監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

以上